

平成4年度
保 育 所

入所申請書の交付

12月16日(月)から

— 在園児は、保育所で受付 —

▼申請書の交付 十二月十六日(月)から交付します。受付時間は、いずれも午後四時～六時です。

▼申請書の受付 ①保育所 正午、午後一時～四時です。②はじめて入所を希望される人は、平成四年一月二十三日(木)、二十四日(金)に市役所で受け付けます。

▼入所の基準 保育所へ入所できる乳幼児は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

1月二十三日(木)：市立第1保育所
1月二十四日(金)：私立あひるが丘保育園(物集女町北ノ口)

保 育 所	年 齢 区 分	保育数	定 員
市立第1保育所 (向日町南山)	6か月以上～3歳未満児	20名	90名
	3歳以上児～6歳未満児	70	
市立第2保育所 (物集女町南条)	6か月以上～3歳未満児	40	150名
	3歳以上児～6歳未満児	110	
市立第3保育所 (森本町藪路)	6か月以上～3歳未満児	40	120名
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第4保育所 (向日町北山)	6か月以上～3歳未満児	50	150名
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第5保育所 (寺戸町三ノ坪)	6か月以上～3歳未満児	50	150名
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第6保育所 (上植野町地田)	6か月以上～3歳未満児	40	120名
	3歳以上児～6歳未満児	80	
私立あひるが丘保育園 (物集女町北ノ口)	6か月以上～3歳未満児	30	90名
	3歳以上児～6歳未満児	60	

③はじめて入所を希望される人は、平成四年一月二十三日(木)、二十四日(金)に市役所で受け付けます。

④保育所へ入所を希望される人は、平成四年一月二十三日(木)、二十四日(金)に市役所で受け付けます。

⑤長期にわたり病人や心身障害者の世話をしていて、保育に欠ける程度の高齢者がいる場合、入所を決定します。

⑥震災、風水害、火災など災害の復旧にあたって、児童家庭課(内線343・344)にお問い合わせください。

なお保育所の措置定員などの関係により、保育になる人があるかも知れませんがご了承ください。

向日市開発指導要綱は昭和四十八年四月に制定し、その後昭和五十七年一月に全面改正を行い、一応の成果を上げて来ました。

しかし、近年の社会経済情勢の変化により、住環境も大きく変化している中で、これまでの実績を踏まえ、良好な住環境を形成するものとして、今回、改正をするものです。

①路上駐車に於ける諸問題を解消するため、駐車場の基準を引き上げる。(現行三十パーセントを改正一〇〇パーセント)

②緑化の基準を設け、緑化推進に努めると共に、敷地内の空地を確保する。(地面積から建築面積を除いた面積の三十パーセント以上を緑化するものとする)

③良好な住環境を確保すべく、一定の地域に限り区画面積を引き上げる。(建ぺい率が、五十パーセント以下の地域は、一六五平方メートル以上とする)

平成三年十二月から、市民会館が全面改装により使用できないため、施設貸出調整会の会場を十二月以後は、向陽小学校体育館(小体育室)に変更します。なお、日程は、十二月二十日(金)、一月三十一日(金)二月二十八日(金)×二月は当初の日程から変更になっていますのでご注意ください。

経済的に不安のない老後を送るために「年金」は私たちの生活になくてはならないものになっています。向日市と京都西社会保険事務所では無年金者をなくすために「国民年金相談所」を利用ください。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた十一人の審査員が、検察官が事件の審査しなかつたことの上しあしを審査します。お問い合わせは、京都市中京区丸太町通堀馬場東入(京都九条通馬場東入)京都検察審査会(内線343)。

犯罪の被害にあったのに検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このようにな不満をお持ちの人は、検察審査会にご相談ください。相談や申立ての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

児童の保育に経験のある人、同居する家庭に六歳未満の児童が三人以下の人、(4)家庭が健全で、家族全員が健康であること。

向日市文化資料館 第21回日曜談話会 「向日町の復興」 四回にわたり取り組んできた江戸時代の向日町シリズもいよいよ最終回です。

老人保健・老人医療 受給の皆さんへ 老人保健法の改正にも参加してください。

向日市文化資料館 向日市文化資料館931-1182へ。

施設貸出調整会の日程と場所の変更について

として一人。お問い合わせは、教育委員会スポーツ振興課(内線351)へ。

募集してます 昼間家庭保育員 昼間家庭保育員は、やむを得ない事情により、保育所で保育できない三歳未満児を、昼間家庭に預かり保育する方をいいます。

児童手当制度改正のお知らせ 児童手当制度は、平成4年1月1日から次のとおり改正されます。この改正は暫定措置期間において実施されるため平成4年から6年までの3年間は毎年受給資格が変わります。

改正前	改正後	備 考
支給対象	第2子以降	第1子については平成3年1月2日以降に生まれた児童が支給対象となります。
支給期間	小学校入学前	3歳未満
支給月額	第1子	5,000円
	第2子	2,500円
	第3子以降	5,000円
		10,000円

※暫定措置 第1子は平成3年1月2日以後に生まれた者 〇18歳未満の子を2人以上養育し既に受給している第2子以降の児童については、平成4年は5歳未満まで支給されます。平成5年は4歳未満まで支給されます。平成6年は3歳未満まで支給されます。

※経過措置 平成3年12月までの児童手当の額については従前の例によります。

〇平成3年1月2日以後に生まれた第1子は、平成3年11月1日から児童家庭課(公務員の人は勤務先)で受け付けますが但し平成3年中に市外から転入された人は、前住地の児童手当用所得証明が必要です。

向日市文化資料館 向日市文化資料館931-1182へ。

市民会館・中央公民館 向日市社会福祉協議会 向日市体育協会 仮事務所へ移ります

向日市民会館改修工事に伴い、下記施設の事務室は平成3年12月2日～翌年7月31日(予定)まで次の場所に移転します。何かとご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

施設名	事務室移転先	電話	休日
市民会館	寺戸公民館内	932-3166	毎月曜日
中央公民館	(寺戸町初田18)	932-3167	
社会福祉協議会	(旧)片山電機向日町店	932-1960	毎日曜日
	(向日町南山42)		
体育協会	向陽小学校内市民(向陽)プール管理室	922-2211	毎月曜日
	(向日町南山3)		

石油ストーブを安全に使いましょう

火を消さないで給油していませんか。

ストーブの上に洗濯物を干していませんか。

カートリッジタンクのふたはしっかり締めていますか。

点火後、炎の調整をしていますか。

向日市消防本部・消防団

☎934-0119

毎月1日は「市民防火の日」防火の点検忘れずに